

當りては、各站官より一々其の使者の姓名・支給の數目・發著官司及び其の公事の種類等を總管府に報告せしめたり。

牌面及び鋪馬聖旨を持ちて旅行する使節の間にも、其の任務には自ら急を要するものと然らざるものとあり、其の緩慢なるものに至りては途中自ら怠りて停住遲延し、種々の弊害之より生ずるものありしかば、至元十年九月よりは終に鋪馬聖旨の上に緊、慢の文字を記して、緩慢の用事のものは、日に三站を越えざる程度に走ることを定め站官は其の札子の文字によりて、或は其の日の程を止まらしめ、或は數に應じて馬匹等を支給して直ちに程を續けしむるの方法を取るに至れり。

牌面の種類も亦た漠北時代より複雜となり、新に海青牌及び金字圓符と稱するもの制定せられしが、此等は事件の極めて緊急を要する時に限りて使節に附與するものにして、決して平日に用ふべきに非ざりしかば、その數も極めて僅少なりしが如し。殊に海青牌の如きは之を所持するものには鋪馬聖旨の如きは與へざりしものにして、聖旨なくとも牌のみを示してすべての驛站を使用し、所要の品目を要求し得たるものなりとす、これ即ち諸般の手続きに要する時間を省かんとしたるものにして、以て此の牌が如何に緊要の用務の爲に制定せられたるものなるやを知るに足るべし。

ハ 站戸の負擔 站戸は站維持の爲に置かれたるものなる事既述の如し、されば各站所要の物資の供給は各站戸の負擔に歸するものにして、或は一定の馬匹を納め、また之を養ふ等の義務あるものなり。世祖の至元年中の制を見るに、「四戸養馬一匹」(『元典章』)と云ひ、至元五年一月の詔に「站戸貧富不等、每戸限四頃、除免稅石、以